

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)

土地改良事業の工事の完了

入会林野整備計画の認可

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定(二件)

普通母樹林の指定

開発行為に関する工事の完了

◇ 選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等(二件)

◇ 公 告 鳥取県職員採用上級試験の実施

## 告 示

鳥取県告示第四百八十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
大源眼科医院	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇	昭和六十一年五月十七日

鳥取県告示第四百八十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大源眼科医院	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇 一	昭和六十一年五月二十二日
桑名歯科医院	倉吉市宮川町一七七	〃

鳥取県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和六十一年五月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八十四号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）富海地区農道整備と暗きよ排水を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年五月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十五号

赤碓町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）山川木地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年五月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十六号

会見町が行う土地改良事業に係る鳴居地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年五月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十七号

関金町が行う土改改良事業に係る宮原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年五月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大栄町	団体営農道整備事業上野地区農道整備	昭和六十年三月三十一日
倉吉市	団体営農道整備事業日下地区農道整備	昭和五十九年八月十五日
〃	土地改良総合整備事業（地域改善）米積地区農道整備と農業用排水を一体としたもの	昭和六十一年二月二十五日

鳥取県告示第四百八十九号

西伯郡大山町豊房二〇二五番地香取入会林野整備組合組合長狭古武司か

ら申請のあつた香取入会林野整備計画については、昭和六十一年四月三十日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六條第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

香取入会林整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年五月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字砂濱六九〇の一四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字加茂字芋谷二一の一・二三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一七の二、二一の三、大字加瀬木字イモフ谷

二五六五・二五六七・二五六八(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字大井吞四八四の六・四八四の七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定をするので、同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号及び指定年月日 六十一— 昭和六十一年 五月二十七日	指定採取源の種別 普通母 樹林	樹種 ひのき	所在場所 八頭郡河原町 大字釜口字奥 一八筆	本数 (本) 一〇五	面積 (ヘクタール) 二・五四	所有者の住所及び氏名 八頭郡河原町 大字釜口 太田 勇
---	-----------------------	-----------	---------------------------------	------------------	-----------------------	--------------------------------------

鳥取県告示第四百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年三月一日 鳥取県指令受米土維第七十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市河崎七一〇—三

株式会社ニューハウス

代表取締役 松浦幸盛

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項第二号の規定に基づき、不在者投票管理者を置くことのできる病院等を次のとおり指定し、昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号は、廃止する。

昭和六十一年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一  
病院

施設名	所在地
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一七
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇
鳥取市立病院	鳥取市幸町七一
国立療養所西鳥取病院	鳥取市三津八七六
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町二五二
医療法人明和会渡辺病院	鳥取市東町三丁目三〇七
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一
国立米子病院	米子市車尾一二九三一
医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳一八八〇
医療法人厚生会米子内科クリニック	米子市加茂町一丁目一六
医療法人育成会高島病院	米子市西町六
労働福祉事業団山陰労災病院	米子市皆生一四八〇
皆生病院	米子市西福原一五九八一七
皆生温泉病院	米子市皆生一三七二一二四

鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇
医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町一〇三一五
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町二一九
医療法人十字会野鳥病院	倉吉市瀬崎町二七一四一
医療法人仁厚会倉吉病院	倉吉市山根四三
医療法人清生会谷口病院	倉吉市上井町一丁目一三一
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町四四
国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町新通り三丁目三〇一
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五
鳥取医療生協鹿野温泉病院	気高郡鹿野町大字今市二四二
岡山大学医学部附属病院三朝分院	東伯郡三朝町大字山田八二七
国立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田六九〇
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七一
日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院	日野郡日野町大字根雨七三〇
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山五一一七

二 老人ホーム

施設名	所在地
鳥取市立敬生寮	鳥取市湖山町西一丁目二〇六
鳥取県立東部特別養護老人ホーム	鳥取市三津八七六
特別養護老人ホームあすなろ	鳥取市白兔八
鳥取県立西部養護老人ホーム	米子市東福原一三九三
鳥取県立米子特別養護老人ホーム	米子市皆生一二三四一五
鳥取県立福原荘	米子市上福原一七五四一
倉吉市立八幡寮	倉吉市みどり町三二九〇
鳥取県立中部特別養護老人ホーム	倉吉市巖城九二〇
特別養護老人ホームル・ソラリオン	倉吉市山根五五一三
鳥取県立智頭特別養護老人ホーム	八頭郡智頭町大字智頭一九二八一
鳥取県立母来寮	東伯郡羽合町大字上浅津四〇七一
鳥取県立西伯特別養護老人ホーム	西伯郡西伯町大字倭一三七
軽費老人ホーム玉真園	西伯郡名和町大字大塚七一七
鳥取県立日南特別養護老人ホーム	日野郡日南町下石見三〇七一

三 身体障害者更生援護施設

施設名	所在地
鳥取県立身体障害者療護園	鳥取市湖山町西三丁目二一八
鳥取県立身体障害者更生指導所	鳥取市湖山町西三丁目一二七
鳥取県立鳥取第三授産所	鳥取市湖山町西三丁目一一三

四 保護施設

施設名	所在地
救護施設敬仁会館	倉吉市みどり町三五六五
救護施設大平園	倉吉市山根五五

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）を準用して行う選挙及び投票並びに最高裁判所裁判官国民審査について、不在者投票管理者を置くことのできる病院等を次のとおり指定し、昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号は、廃止する。

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号により指定した病院等は、公職選挙法を準用して行う選挙及び投票並びに最高裁判所裁判官国民審査について不在者投票管理者を置くことのできる病院等とする。



昭和六十一年五月二十七日

鳥取県知事兼人事委員会委員長 田 中 博

# 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）  
第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和61年5月27日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

- 1 試験の名称  
昭和61年度鳥取県職員採用上級試験
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	約 20 名
電 気	1 名
土 木	約 10 名
建 築	1 名
農業土木	若 干 名
農芸化学	若 干 名

農 業	約 10 名
畜 産	若 干 名
林 業	若 干 名
生活改良普及員	1 名
社会福祉	1 名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合があります。

- 3 対象となる職  
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職
- 4 給与  
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 113,200 円のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格  
受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
行政	昭和32年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者
電 気	
土 木	
建 築	
農業土木	

農芸化学		米子市錦町一丁目103 鳥取県立米子西高等学校
農 業	昭和32年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和62年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの	(4) 第1次試験合格者の発表 昭和61年8月下旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
畜 産		なお、合格者には、書面で通知する。
林 業	昭和32年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者で、森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は昭和62年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの	7 第2次試験 (1) 試験種目 論文試験、人物試験、身体検査及び受験資格等調査とし、人物試験は個別面接により、受験資格等調査は通信調査により行う。
生活改良普及員	昭和32年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する生活改良普及員の資格を有するもの又は昭和62年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの	(2) 試験の期日及び場所（受験資格等調査を除く。） 昭和61年9月中旬に鳥取市において行う。
社会福祉	昭和32年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は昭和62年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの	8 最終合格者の発表 昭和61年10月中旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。
6 第1次試験	(1) 試験種目 教養試験（多枝選択式）、専門試験（多枝選択式及び記述式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。	9 採用候補者名簿及び採用方法 試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。
(2) 試験の期日	昭和61年7月20日（日）	10 受験手続 (1) 受験申込用紙の交付 受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。
(3) 試験の場所	鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校	(2) 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印

し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。  
 なお、申込みできる「試験の区分」は一つに限る。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和61年6月2日(月)から同月14日(土)まで。

なお、郵送による申込みは、昭和61年6月14日(土)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日は受け

付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、70円切手をはった、おて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験(多枝選択式及び記述式) 出題分野一覧表

試験の区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策

電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料及び施工、都市計画、河川、道路、交通、港湾、衛生
建築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料施工、農業機械、農学一般
農芸化学	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壌学及び植物栄養・肥料学、食品化学及び食品貯蔵加工学、応用微生物学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学・家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、飼料学、農業経営一般、畜産物利用学、家畜衛生学
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
生活改良普及員	家政学原論、教育方法、被服、食物、住居、家庭管理、家族関係、保健衛生
社会福祉	社会福祉概論(社会病理学及び社会保障を含む)、社会学概論、社会心理学、心理学、社会調査